

令和元年第12回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和元年12月24日（火曜日）午前10時
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員  
教育長 伊藤 哲  
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男  
教育委員 櫻井 由子  
教育委員 猪瀬 哲哉  
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者  
教育部長 田中 英樹  
教育参事 森田 哲夫  
教育次長兼教育総務課長 石塚 幸夫  
教育次長兼図書館長 大手 勉志  
学務給食課長 三浦 雄司  
指導課長 浅野 誠  
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人  
公民館課長 丸山 博  
文化芸術課長 岡本 弘子
6. 書記  
教育総務課 課長補佐兼係長 蛭原 康友  
教育総務課 主査 谷口 京子  
教育総務課 主事 中村 翔
7. 議事  
報告26 教育長職務代理者の指名について  
議案第49号 取手市教育委員会事務局職員の人事異動について（非公開）  
報告第31号 教職員の退職の内申について（非公開）  
報告第30号 取手市教育委員会事務局職員の人事異動について  
報告27 取手市訪問型家庭教育支援協議会委員の委嘱について  
報告28 取手市放課後子どもクラブ事業運営委員会委員の委嘱及び任命について  
報告29 いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告について（一部非公開）
8. その他  
(1) 会計年度任用職員等の制度改正に関する説明について

- (2) 令和元年第4回取手市議会定例会一般質問及び議決結果報告について
- (3) 1月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

## 9. 会議の概要

午前10時04分開会

### ○教育長

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和元年第12回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局からお願いします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

### ○教育長

それでは、教育長報告をさせていただきます。まず、教育委員の就任ということで、猪瀬哲哉委員が11月29日付けということと、また石隈利紀委員が12月13日付けということで、お二人の委員をお迎えいたしました。よろしくお願いいいたします。

お二人の委員を迎えて、教育委員会の活発な意見交換の場にしたいわけでございますけれども、その前提といたしまして、当市におきましては平成27年11月に、市立中学校の生徒さんが亡くなるという非常に痛ましい事案がございました。それについては、県の調査委員会の報告、その後市の専門委員会からの再発防止ということで御指摘を多々いただいている中で、特に教育委員会のこの会議の場で違法な議決がなされたという厳しい現実がございますので、そういった教訓を踏まえて、この教育委員会が厳正の中でも活発な御意見の交換の場にしたいと思っておりますので、お二人の委員においてはよろしくお願いをいたします。

2点目です。第50回の市展小中学校の部についてでございます。令和元年の11月24日から12月3日の10日間、福祉会館の3階講座室にて第50回の市展小中学校の部を開催いたしました。今回は、市のギャラリーが工事中であったために福祉会館で開催いたしました。2,552人の来場があった状況でございます。

3点目です。PhotoワークショップとA-CHANの作品解説についてということで、12月1日日曜日、ふじしろ図書館の主催で行ったものでございます。旧藤代町出身で、現在ニューヨークで活躍されておられます写真家A-CHAN(古田あゆみさん)を講師にお迎えしてイベントを開いたものですが、ことしで2回目となります。第一部のワークショップでは、参加者が故郷の風景をテーマに使い切りカメラで撮影した写真を持ち寄り、A-CHANとディスカッションしながら写真を選んでいきました。選んだ写真は、藤代図書館のギャラリーに移転する予定です。第二部の作品解説では、A-CHANの最新の作品についてお話をいただきました。参加者からの質問も多く、関心の高さが伺えたところでございます。

4点目でございます。ふれあいコンサートについてです。令和元年第2回ふれあいコンサートを12月14日土曜日、取手市ウェルネスプラザの多目的ホールで実施したところでございます。内容は声楽で、曲目はクリスマスの時期に合わせた「きよしこの夜」や、オペラの世界では聞きなじみのあるヴェルディ作曲の「椿姫」など、全8曲を演奏していただきました。オペラの世界へ引き込まれるすばらしい演奏で、お客様からも、これまでにないくらいの大歓声をいただいたところでございます。来場者は約350名で会場満員となりました。芸大生によるMCで、曲と曲の間には自己紹

介や歌の説明などもいただき、お客様に楽しんでいただきました。

5 番目です。取手の方言と昔ばなしを語る会についてです。こちらは取手図書館の主催ということで行ったものです。12 月 15 日日曜日、福祉交流センターでの開催でございました。市内外から 138 人においでいただきました。方言と昔話を楽しむということで、茨城大学の戦略的地域連携プロジェクトと取手図書館の共同事業「民話と方言で取手再発見」の一環として実現したものです。ちなみに、取手図書館の開館 40 周年の記念事業という位置づけもごさいます。このプロジェクトというのは、茨城大学が地域とともに課題を掘り起こし、専門的なアドバイスを受けて地域活性化につなげるという趣旨の取り組みです。当日は、茨城方言の特徴や分布などの研究者である大学の杉本妙子教授による講義のほか、茨城町を中心とした方言の語りグループ「七絃の会」のメンバーに図書館の職員も加わりまして、取手やその周辺に伝わる昔話を共通語と方言の二本立てで披露したところがございます。このプロジェクトのもう 1 つの成果といたしまして、講座で紹介されました昔話などを収録した小冊子を年明けの 1 月に発行する予定でございます。

6 点目です。県指定文化財・市指定史跡の旧取手宿本陣染野家住宅の臨時休館と保存修理工事です。今年度、本陣主屋の茅屋根の保存修理工事を県の補助事業として行います。それに伴いまして 12 月 15 日の公開をもって本年度の本陣の公開を休止いたします。年内から敷地内に資材の搬入を始めまして、年明けの 1 月から主屋の周囲に足場を組み、屋根の修理に取りかかります。今回の修理では、経年劣化による屋根の修理を西面・北面ということで茅の差し込みを行うものがございます。修理は年度内に終了いたしまして、来年度は令和 2 年 4 月 3 日の金曜日から公開する予定となっております。約 3 カ月半にわたりまして本陣の公開ができなくなりますが、貴重な文化財の保護・継承、見学者の安全を確保するために御理解と御協力をお願いするところでございます。

7 点目、最後でございます。とりでアートギャラリーのオープンについてです。12 月 21 日に、とりでアートギャラリーがボックスヒル取手 4 階のたいけん美じゅつ場 (VIVA) にオープンいたしました。オープンに先がけまして 20 日には、たいけん美じゅつ場 (VIVA) の開場式、内覧会が開催されました。当日は 170 人と多くの方々に来場していただきました。こけら落としとして、とりでアートギャラリーでは取手美術作家展の会員の皆さんの作品を中心に、取手美術の今を 1 月 12 日まで開催しております。ぜひお立ち寄りいただきたいと思ひます。市展小中学校の部や児童生徒作品展は、今後新しいギャラリーで開催することとなります。

私からの報告は以上でございます。

続きまして、猪瀬哲哉委員、石隈利紀委員より新任のごあいさつをちょうだいしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

#### ○猪瀬委員

改めまして、こんにちは。このたび教育委員を拝命いたしました猪瀬哲哉と申します。現在、私は藤代中学校で P T A 会長をしております。中学 2 年の長男と小学 5 年の長女の父親をしております。小学校、中学校で P T A 活動を通して培った経験を少しでもこの教育委員会で生かしていければと思ひしております。なにぶんまだまだわからないことが多いので、皆様の御協力をいただきながら、誠心誠意頑張つて務めていきたいと思ひしておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

#### ○石隈委員

石隈利紀と申します。どうぞよろしく申し上げます。現在、東京成徳大学というところで心理学の教員をしております。教える領域は学校心理学ということで、子どもの支援をチーム学校で地域ぐるみで支援するというものの実践や研究をしております。茨城県は平成2年から住んでおまして、茨城県民であります。今回、取手市の教育委員として、取手市の子どもや青年の教育にかかわる一端として、このお仕事をいただけたことを本当に光栄に思っております。皆さんとともに、取手市の教育に少しでもお役に立てればと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

#### ○教育長

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

これより本日の議事に入ります。

報告26、教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

本件につきましては、12月12日付けで、山下正路教育委員が退任されたことに伴いまして、教育長の職務代理者が不在となったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、お手元に配付したとおり、新たな教育長の職務代理者として小谷野守男委員を12月13日付けで指名をいたしましたので報告いたします。よろしくお願いいたします。

以上で報告26の議事を終わります。

委員の皆様にお知らせいたします。この後議題となります議案第49号、取手市教育委員会事務局職員の人事異動について及び報告第31号、教職員の退職の内申については、事務局職員及び教職員の人事に関する案件となります。

お諮りいたします。議案第49号及び報告第31号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○教育長

御異議ございませんので、議案第49号及び報告第31号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

#### ○教育長

傍聴者が退席されましたので引き続き会議を再開いたします。

議案第49号、取手市教育委員会職員の人事異動についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。田中教育部長、お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり決することに決定をいたしました。

続いて、報告第31号、教職員の退職の内申についてを議題といたします。

本件についての説明を森田教育参事お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第31号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

それでは、非公開とした件の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除い

たします。

[会議室開鎖]

**○教育長**

議事を再開します。

報告第 30 号，取手市教育委員会事務局職員の人事異動についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

**○教育部長**

それでは，報告第 30 号，取手市教育委員会事務局職員の人事異動について，御説明申し上げます。

令和元年 12 月 1 日付けで，スポーツ生涯学習課，国体推進室の職員 2 名の異動を発令いたしました。まず，国体推進室主事，中村祐介が学務給食課に異動となりました。また，同じく国体推進室主事，吉野佑規に市長部局への出向を発令し，社会福祉課に異動となりました。

今回の人事異動は，本年 45 年ぶりに本県で開催されましたいきいき茨城ゆめ国体及びゆめ大会が 9 月から開催され，10 月に終了いたしました。この国体推進室につきましては，昨年は正職員 6 名体制でとっておりましたが，本番を迎えるに当たりまして 2 名増員し，8 名体制で人員を配置したところでございます。今回，これが終了したことに伴いまして，両名を 1 名ずつそれぞれの課に配置し，両課の執行体制の強化を図る人事異動となりました。

なお，今回の人事異動につきましては，教育委員会の会議を招集するいとまがなかったことから，教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定により教育長が専決したため，同条第 3 項の規定により，教育委員会の会議に報告し承認を求めるものです。以上でございます。

**○教育長**

本件についての説明は終わりました。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。

**○小谷野委員**

国体推進室が今回の国体が終了した段階で人数も減らされたということなんですけど，この部局自体は今後どんなふうな見通しになるんですか。

**○教育部長**

この国体推進室につきましては，本年の国体に向けて組織体制を強化してきたところでございます。これが終了いたしますので，今，残りの 6 名で残務の業務を 3 月 31 日まで行います。これはまだ決定ではございませんけれども，当然，国体が終了いたしましたので，この室は終了して，それぞれが 4 月 1 日の異動の対象になるということで，ほかの部局のところでも，教育委員会も含めてなんですけども，人事異動になるという形になります。

**○小谷野委員**

ありがとうございました。

**○教育長**

よろしいですか。ほかにございますか。

参考までに，国体の残った仕事について，長塚課長説明していただけますか。

**○スポーツ生涯学習課長**

スポーツ生涯学習課，長塚です。国体推進室の今後の残務整理活動について御説明させていただきますと，まず今後，来年度は鹿児島県で国体が開催される予定ですので，そういった4年先までの開催市への引き継ぎ，質疑応答等の事務を行うというのが1点ございます。

それから，国体の実施報告書というものを，記録写真というものも撮っておりますので，そういったものも取り入れながら報告書を作成して記録に残すという作業が残っております。

それから，国体の実行委員会というものがございまして，こちらの解散総会というものを年度末に予定しております，そちらの解散総会の総会資料作成等の準備作業を現在取り組んでいるところでございます。以上です。

#### ○教育長

そのほか質疑，御意見等ございますか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○教育長

質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第30号は，報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって，報告第30号は，報告のとおり承認をいたしました。

続いて報告27，取手市訪問型家庭教育支援協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

#### ○スポーツ生涯学習課長

それでは報告27，取手市訪問型家庭教育支援協議会委員の委嘱について御説明させていただきます。

初めに，この事業について御説明をさせていただきます。この事業につきましては，家庭教育支援チーム員というものが家庭訪問を実施することによりまして，児童の保護者への支援を通じて，子どもの育ちを支えることにより，地域における家庭教育の充実を図り，もって子育て家庭や子どもたちを地域社会全体で見守り，支える体制の構築に資することを目的としております。

本年度，令和元年8月22日に同委員を委嘱したところでございますが，11月28日に，その委員のお一人で充て職の方なんですけれども，民生委員・児童委員について一斉改選がございまして，主任児童委員代表が代わりました。これを受けまして，取手市訪問型家庭教育支援実施要綱に基づきまして，12月1日に新たに，資料1ページの海老原直利氏に訪問型家庭教育支援協議会委員の委嘱を行いましたことを御報告いたします。

新しい主任児童委員の任期につきましては，令和元年12月1日から令和4年11月30日までとなっております。訪問型家庭教育支援協議会委員の任期につきましては，該当職にある期間となっておりますので，職を辞めるまでが委嘱期間となっております。

説明は以上となります。

## ○教育長

事業内容につきましては、報告 27 の参考資料に実施要綱がございますので、そこに業務内容、あとは支援チームの構成ということで第 5 条に記載されているところでございます。これは家庭教育について、家庭教育を事業で教育委員会が行っても、なかなかそれに来られない御家庭があるのではないかと御指摘が随分あって、逆に来られない家庭に対してどういった支援があるかということでアウトリーチ型の支援事業ということで国の事業として始まったところに対して、取手も取り組んでいる状況がございます。

若干の補足をさせていただきますけれども、この件につきまして質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

## ○小谷野委員

今、訪問されている御家庭がどのくらいあるのか、その辺もし教えていただければ、よろしく申し上げます。

## ○スポーツ生涯学習課長

今年度実施しております訪問件数なんですけれども、本年度につきましては、委員 6 名によりまして、取手小学校、白山小学校、藤代小学校、六郷小学校の合計 4 小学校の 1 年生世帯を訪問の対象としております。件数としては 208 件、このうち訪問により面会できた数が 180 件ということで、面会率が 86.7%となっております。この中で、特に緊急性を要するものというもので、児童が夜間に徘徊してしまっているとか、そういった緊急性の伴うものにつきましては、関係課につなぎ、連携をとっております。そのほか、緊急性のないものにつきましては、今後ケース会議を開きまして、その中で今後どのように対応していくか、関係課につないでいくかということを検討してまいります。以上です。

## ○石隈委員

御説明ありがとうございます。今の御説明では、1 年生の御家庭を中心にとということで、プラス、チーム編成の問題もあると思うんですけど、1 年生に限らず、転校生の御家庭も訪問してもらえるといいなという提案で、転校生の場合にはいろいろな支援ニーズがあることも多いと思いますので、提案です。

## ○スポーツ生涯学習課長

現在は、各対象小学校の 1 年生の家庭ということとなっておりますが、今後はそういった転校してきた家庭の訪問というものも、訪問の対象とするよう検討してまいります。

## ○教育長

ありがとうございました。

そのほか質疑、御意見ございましたら。

〔「なし」の声あり〕

## ○教育長

よろしいですか。質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 27 の議事を終わります。

続いて報告 28、取手市放課後子どもクラブ事業運営委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

## ○スポーツ生涯学習課長

報告 28、取手市放課後子どもクラブ事業運営委員会委員の委嘱及び任命について、御説明をさせていただきます。

取手市放課後子どもクラブは、市内全ての公立小学校で就労支援の施策としての児童クラブ、そして放課後児童の居場所づくりとして子ども教室と一体的にした、放課後子どもクラブとして運営を行っております。放課後子どもクラブの運営につきましては、厚生労働省及び文部科学省が平成 30 年 9 月 14 日に策定しました、新・放課後子ども総合プランに基づきまして実施しており、同プランでは市町村が設置した運営委員会にて、地域ボランティア団体との交流など、放課後児童の活動プログラムの企画や充実、安全管理などを検討することとなっております。このため、取手市におきましても、放課後子どもクラブの活動内容を一層充実したものとするため、取手市放課後子どもクラブ事業運営委員会設置要綱を定め、運営委員会を設置するとともに、運営委員を教育委員会が委嘱すると定めております。

取手市放課後子どもクラブ運営委員の委嘱についてでございますが、任期は 2 年間で、これまでも 11 名の運営委員に御参加いただき、協議をいただいております。しかし、令和元年 9 月 30 日で任期が満了となり、令和元年 10 月 1 日から新体制となる予定でしたが、今年度、民生委員の改選の年となっております、12 月の改選を待ってからの依頼をかけた関係上 12 月 18 日からの委嘱となっております。

資料の 1 ページをご覧ください。7 番の放課後児童支援員代表の大久保礼子様、学識経験者の鶴巻敬孝様、ふれあい広場代表の萬とも子様、小学校代表の福井朱美様、保護者代表の須田光雄様、市政協力員代表の栗田文人様、民生委員代表の海老原直利様、そしてコーディネーターの南出志穂を今回新たに委員として委嘱しております。

資料の 2 ページをご覧ください。取手市放課後子どもクラブ事業運営委員会設置要綱第 2 条におきまして、放課後子どもクラブ事業に関する活動プログラムの企画及び充実、安全管理の方策並びに地域の協力者の人材確保に関することや、放課後子どもクラブ事業における検証及び評価に関することなどを運営委員会で御協議いただく事項が記載されております。この運営委員会を通じまして、取手市放課後子どもクラブの活動内容のより一層の充実に努めてまいるところでございます。

説明は以上となります。

## ○教育長

以上で本件についての説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

## ○櫻井委員

12 月 18 日に委嘱ということですが、本年度以降の運営委員会のスケジュール等、おわかりでしたらお願いします。

## ○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。実はこの委嘱日の 12 月 18 日、先週、私はちょっと欠席させていただいたんですが、この日に第 1 回の運営委員会を開催いたしまして、放課後子どもクラブの現状と課題、こういったものについて御説明を委嘱状の交付の後にさせていただいております。今後、3 月に 2 度目の委員会を開催しまして、課題等の解決に向けてどのような動きをしたかという実績報告をさせていただく予定でおります。説明は以上となります。

## ○櫻井委員

ありがとうございました。第1回お済みということで、委員長、副委員長お決まりですね。

**○スポーツ生涯学習課長**

お答えいたします。鶴巻氏が委員長となっております。

**○教育長**

委員長と副委員長。

**○教育部長**

私は参加しておりましたので。委員長が1番の鶴巻先生、副委員長が萬とも子さんになりました。以上です。

**○教育長**

この事業についてはいろいろ課題があって、新しいプランが示されたので、早速18日の会議の中でも活発に御意見が出たようなので、そういったことを集約しながら改善に努めてまいりたいと考えてございます。

**○石隈委員**

実態がよくわかってないんですけど、例えば事業の課題だと思いますので、また運営委員会で議論されたことなどもここで教えていただければ、一緒に検討できると思います。

**○教育長**

何か出た意見の中で幾つかあれば。

**○教育部長**

現状と課題ということで、こちら事務局から御説明をいたしました。現状と課題につきましては、これまでコーディネーターを務めてこられた方ですとか、それから支援員として現在お勤めになっている方の御意見、それから取手市議会の議員の皆様からも、いろいろ御意見をいただいているところです。

市内全ての小学校にこの放課後子どもクラブを設置しておりますが、一部で児童さんが急激にふえている地区がございまして、そこでクラブの場所、教室がちょっと狭いというような御意見ですとか、当然この中に議員さんもいらっしゃいますので、そういった御意見もいただいています。

また、新しく平成30年に新プランというのが国から示されまして、取手市は平成20年度から一体的に、文部科学省の所管の放課後子ども教室というものと、それから厚生労働省所管の児童クラブというものを一体的に1つの教室の中で一緒に見ているというような状況でございます。ただ、それが新プランでは、その場所を分けなさいと。それが望ましい、あるべき姿にしたほうがいいのではないかとというところで御意見等もいただき、現在、教育委員会の中で、それぞれの学校でどのくらい使える教室があるのか、また、それを分けたときに現在の支援員さんの人数で足りるのかどうかというところを議論しているところがあります。

課題としては、支援員さんの数をふやさなくてはいけないということと、新たな運営の方法も検討しなくてはいけないということで、初めての委員さんもいらっしゃいましたので、現状と課題をまずはお示しし、今課題となっていることはこういうことですよというような御説明をし、次回には、その課題解決に向けてどうやったらよりよいクラブになるのかというようなところを、次回の委員会の中でお示しできると思いますというようなことで、1回目の運営協議会は終了したところでございます。以上です。

○石隈委員

御説明ありがとうございます。その支援員の方の勉強会とか、いろいろな意見を吸い上げるシステムがより重要だなと改めて思いました。

○教育長

ありがとうございました。そのほか質疑、御意見ございましたら。

○猪瀬委員

私は、恐らく3年ぐらい前に、ちょっと見学したときがありまして、やはり各学校ごとに環境というのが全然違って、あるところに行ったら指導員さんの人数が全然、この人数を2人、3人で見ているんだという状況が見えまして、やはりゆめみ野地区だったりとかだんだん人数がふえているということで、かなり支援員さんを探すのが非常に大変だなというのが、私の見た3年前から恐らく、もっともっと大変になっているんだと思うんですね。こうやって本当に共働きの保護者が多い中で、子どもクラブというのは非常に重要だと思いますので、予算面でいろいろ大変なことがあると思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○教育部長

御意見ありがとうございます。その支援員さんの募集と申しますか、任用につきましては、ありとあらゆる手段を使いまして募集をしているところなんですけれども、なかなか集まらないというようなことがございます。今、教育委員会の中でちょっと検討している部分で申し上げますと、委員さんをどういう形で、例えば派遣みたいな形の委託をするような方法ですとか、それからあとは運営自体を委託したらどうかとか、今現在そういう内容の議論を内部でしているところです。その結果につきましては、もちろんこちらの教育委員会定例会でも御報告させていただきますし、この運営委員会でも報告をしていきたいというふうに思ひます。現在、検討段階というところでございます。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告28の議事を終わります。

続いて報告29、いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告についてを議題といたします。

まず報告の1点目、これまでの経緯についてとしまして、平成27年11月に発生いたしました、市立中学校の生徒の自死事案について、その経緯を説明いたします。この説明は、市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言案において、市教育委員会は新たな教育委員が就任した段階で、本件事案の経過について共有し、法令違反について注意喚起をすべきとの提言がなされていることから実施をするものでございます。

説明を求めます。まず調査報告書について、田中教育部長からお願いをいたします。

○教育部長

それでは、御説明させていただきます。本日、お手元に茨城県の調査委員会から調査結果の報告書の厚い冊子のものと、それから10ページからなる概要版がございます。大丈夫でしょうか。私からは、限られた時間でございますので、こちらの概要版

で御説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、まず初めにこの経緯ということで、概要版の最終ページ、10ページをお開きください。最終ページでございます。上の表になっております。まず、平成27年11月11日に生徒さんがお亡くなりになりました。翌12月には、御両親より取手市教育委員会に対して、いじめを原因とする自殺であること、また、いじめを前提に、いじめ防止対策推進法にのっとり、公平な第三者による調査の要請がございました。しかしながら、当時の教育委員会は、この御両親からの訴えを真摯に受けとめることができず、また、文部科学省や県の教育委員会に確認することもなく、法律に対する無理解から、平成28年3月16日に開催されました取手市教育委員会臨時会におきまして、いじめの重大事態に該当しないという議決をいたしました。また、同日には、いじめ防止対策推進法に基づかない市の調査委員会の設置についても議決し、以降、この法に基づかない市の調査委員会において調査を進めてまいりました。

しかしながら、平成29年5月29日、御遺族から文部科学省に対して、市の調査委員会による調査の中止と解散の申し入れがなされ、翌5月30日には、取手市教育委員会は文部科学省からの指導を受け、いじめの重大事態に該当しないとの議決を撤回いたしました。また、平成29年7月11日には、御遺族より県教育委員会並びに市教育委員会に申し入れがございました。同年8月4日に、取手市から委託を受けることになり、県に調査委員会を設置し、調査を実施ということになりました。市に代わって県が調査をするというのは、全国でも初めての事例となっております。

亡くなられた生徒さんにつきましては、報告書の全体版にも記載されておりますけれども、何事に対してもきちんとできるお子さん、また穏やかで優しく、誰とでもつき合うことができるお子さんでした。中学校卒業後の進路については、早い段階で音楽専攻の高校に進学するということを決めておられて、中学2年生の時点で明確に都内の有名私立高校への進学を希望して、準備を進めておられました。この生徒さんはピアノにとっても優れておられて、ピアノで有名な高校に進学したいというような御希望がございました。一方、ピアノも頑張りますけれども、勉強もきちんと行い、自主学習や提出物はもちろんやっておられ、成績も優秀な生徒さんでした。中学校1年生、2年生を通じて、学校生活において遅刻などの行動場面はなく、当番活動なども決められたことはしっかりとやる生徒さんでございました。そのような生徒さんでしたから、2年生までは友人にも恵まれ、心理的にも安定し、充実した学校生活を過ごしておりました。しかしながら、3年生になりますと、交友関係が大きく変わってまいりました。

お手元でございます概要版の1ページの下段、1番最初のページ下段です。「1 本事案の特徴」といたしまして、担任教諭の学級運営や指導等の言動がクラス内の生徒の関係性に変化をもたらし、亡くなられた生徒さんに対するいじめを誘発し、助長したという点が大きな特徴である旨が指摘をされております。概要版を1枚めくっていただきまして、2ページをお開きください。いじめの評価方法と、いじめと認定された行為が示されております。いじめに該当するかどうかは、2つの視点が重要であるということが示されております。

1つ目の視点は、亡くなられた生徒さんの立場に立って考えることです。行為の対象者、つまり被害者の立場に立って考えるという姿勢が、いじめ対策推進法の趣旨にかなうとされて示されております。このような視点に立つことによりまして、亡くなられた生徒さんが当時行われていた、他の生徒との関係性も含めた具体的な状況を踏

まえ、亡くなられた生徒さんと同じ立場に立った場合に心身の苦痛を感じるものが示されておりす。

2つ目の視点は、個々の行為を超えて生徒の関係性を俯瞰的にとらえることの重要性です。報告書では「いじめ関係性」として述べられております。閉鎖的な学級集団の中では、いじている子どもといじめられている子どもの優位・劣位の関係性が形成されると、加害者から被害者へのいじめ行為と被害者がさらなるいじめを受けないようにしようと必死に加害者の子どもと仲よくする行為、被害者から加害者への接近あるいは迎合行為が、明確に区別することが困難なほど一体化するようになります。だからこそ、それらの関係性全体を俯瞰するというとらえ方が重要であることが指摘されておりす。この関係性は、学校にいる時間帯だけでなく、自宅にいるときも24時間心理的苦痛が継続します。周囲からは見えにくい、いじめの本質について、広いいじめ関係性の中に位置づけられる出来事を積極的にとらえることも重要です。

次に、2ページの下段には、亡くなられた生徒さんに対してなされた行為と、いじめの該当性について指摘される4つの行為がいじめと該当されました。まず、アとして、「耳打ち及び口パク」です。複数の生徒が、亡くなられた生徒さんに対してわざと視線を送りながら耳打ちをしたり、声に出さずに口元を動かしたり、いわゆる口パクですね。非難するような態度をとりました。

続いて3ページになります。イとして、「個別アルバムへの書き込み」です。複数の生徒が、亡くなられた生徒さんの将来にわたって手元に残る個別アルバムに、人格を誹謗中傷する文言を書き込みました。また、ウとして「くさや」と呼び続けたこと等」です。複数の生徒が連日のように「くさや」と呼んでいました。また、うち2名の生徒が亡くなられた生徒さんの手を引いて、他の生徒のところへ連れて行き、「嗅いでみて?」「臭くない?」などと生徒さんの自尊心を著しく傷つけました。

最後がエとして「バスケットボールのチーム決めにおける仲間はずし」です。周囲の生徒が、体育の授業で行われたバスケットボールのチーム決めにおいて、亡くなられた生徒さんをチームから外そうと画策いたしました。

以上が、亡くなられた生徒さんに対するいじめに当たるとされた4つの行為です。このような直接的に行われたいじめ行為以外にも、亡くなられた生徒さんに対して心理的な影響を与えた出来事又は心理があらわれている行動として重視した事実として、4つのいじめ関係性が指摘されておりす。まず、アとして「1学期末におけるいじめを行った生徒への接近」。次に、4ページです。イとして「いじめを行った生徒と一緒に行動していたこと」。ウ、「友人との仲違い」。エ、「交換ノート」です。このような行動は、閉鎖的な学級集団の中では、自分がつき合いたいと思っていない生徒ともつき合っていかなければならないため、仲よくしてもらおうと必死になる行為であると指摘されておりす。

続いて、学校、教員の体制の問題性についてです。4ページの一番下です。「3 本事案に対する学校及び教員の対応」です。第2段落目です。生徒のいじめと担任教諭の指導等が、いわば一体的に、補完し合いながら、亡くなられた生徒さんを心理的に追い詰めていったが、教員が誰一人としていじめを認識せず、何らかの対処もしなかったことについて、教員及び学校側の体制の問題性について厳しく指摘されておりす。

次に5ページ「(2) 本件生徒に対するいじめを認知できなかった学校・教員の体制の問題性」に4つの問題性が挙げられておりす。具体的には、この丸ポチでござ

います。1つ目は、担任教諭とクラスの生徒との間に教員が生徒から自然と情報を得られるような信頼関係が形成されていなかったこと。2つ目は、担任教諭も他の教員も生徒が示す小さな変化や危険信号を見流さないようにするためのアンテナを張っていなかったこと。3つ目は、当時、学校全体として教員に対する反発などをする生徒への指導に大きな課題を抱えており、そのような陰で、亡くなられた生徒さんの変化を十分に捉えられなかったこと。4点目は、当該中学校は、いじめの早期発見のための取り組みを掲げているが、十分に行われていたとは言えなかったことです。以上が、亡くなられた生徒さんに対するいじめを認知できなかった学校、教員の体制の問題性です。

次に、担任教諭が行った指導の問題性です。5ページから6ページにかけて4つの指導の問題性が示されております。まず、「ア 携帯持ち込み事件に対する指導」についてです。亡くなられた生徒さんは、周囲で見ただけでしたが、携帯を持ち込んだ生徒と同じように悪いと指導されたこと。また、持ち込んだ生徒が、今後同じことを繰り返さないよう様子を見てほしいと依頼されたことについても指摘されております。校則に違反して携帯電話を持ち込んだ生徒に対して周囲の生徒が注意するなどというのは事実上不可能であり、このようなことを期待すれば生徒の負担は大きいこと。教員が生徒指導のために生徒を利用したと評価されてもやむを得ないということが示されております。

次に、「イ 7月の進路指導」では、誤った進路指導と、その誤りについて適切な対応がなされていなかったことが示されております。亡くなられた生徒さんの心理的負担の可能性についても指摘されております。

「ウ 授業を遅刻した際の指導」では、授業に遅刻してきた3人の生徒のうち指示に従わない2名の生徒には指導せず、指示に従った亡くなられた生徒さんのみ指導がなされておりました。理不尽な思いなどを抱かせたことが推測され、進路への影響など心理的に追い詰めたことが想像されることが示されております。また、担任教諭の無力、頼りなさを周囲の生徒に示すことになり、いじめを行った生徒にとって担任教諭に対して優位に立っているという意識を持たせることとなり、いじめ関係性を固定化し、新たないじめを誘発させ得る土壌をつくってしまったと指摘しています。

次に、6ページです。「エ 席替えの中での本件生徒の席の固定化」では、指導困難な生徒の隣の席に亡くなられた生徒さんを配置していたこと、また、この席の固定化がきっかけとなり、1人の生徒の嫉妬といじめを招いたことが示されています。

次に、「(4) 自殺当日のガラス破損に関する指導について」です。初めに、ガラス破損事件に係る事実経過について御説明いたします。その日の当日の経過でございますが、亡くなられた生徒さんは、他の生徒に誘われて3人で4階の音楽室前に飾ってある絵を見に行きました。亡くなられた生徒さんは、一足先に3階の教室に戻ろうと階段を下りていたところ、音楽室前に残っていた生徒が「壁ドン」をしてガラスを割りました。亡くなられた生徒さんは、ガラスが割れた現場にはいなかったため、その後複数の教員に対して自分は関係のないことを訴えましたが、その訴えについて教員間で情報は共有されませんでした。担任教諭も、詳細な事実関係を把握しないまま、亡くなられた生徒さんにも連帯責任があるとして指導したほか、ガラスの弁償にも言及いたしました。

このガラス破損事件については、複数の教員がかかわって行われた指導について、4つの観点で問題であったと指摘されました。それが6ページの①から④でございます。

す。

① 指導の前提としての事実関係の確認が十分に行われなかったこと。

② 担任教員においてガラス破損を巡る事実関係についての詳細が明らかになっていないにもかかわらず、本件生徒を含む音楽室の絵を見に行った生徒全員に連帯責任があるとして指導したこと。

③ 本件生徒は、複数の教員に対してガラス破損には無関係であることを訴えていた。教員はこれを聞きながら教員間で情報を共有せず、教頭や学年主任からの指導の際も、前提となる事実認識に誤りがあり、あるいは認識が曖昧であったこと。

④ 教員は、ガラスの破損に関与したと疑った生徒に同時に聞き取りを行った際、本件生徒が沈黙していたのに、その沈黙の意味を考えず個別に聞き取りを行うなどの工夫をすることなく指導を行ったこと、と問題を指摘されました。

次に、7ページをご覧ください。いじめと自殺の因果関係について示されており、中学3年生の2学期以降、亡くなられた生徒さんに対する集中的ないじめが行われ、10月下旬から11月上旬の日記には、いじめを原因とするひどい孤立感や自己肯定感の喪失があらわれており、そのような中、11月10日にガラスの破損事案が発生しました。指導における理不尽な決めつけに対する怒り、絶望の感情を抱かせただけでなく、いじめにより心理的に追い詰められていた中、さらに深い苦しみに陥れたものであり、自殺の引き金になったと指摘されました。

最後に「5 自殺後の学校・市教委等の対応について」、5つの問題点が指摘されています。1点目「(1) 12月の時点で市教委は調査組織を設置すべきであったことについて」です。12月には、御両親は、市教委にいじめを原因とする自殺であると訴えられ、それを前提とする公平な第三者による調査依頼をなさいました。その時点で重大事態に該当することは明らかであり、市教育委員会は調査委員会を設置すべきでした。しかしながら、市教育委員会は両親からの訴えを真摯に受けとめることができず、文科省や県教育委員会に確認することもなく、法令に対する無理解から、いじめ防止対策推進法に基づく調査委員会の設置を怠ったものであり、その対応は違法であるとの指摘を受けました。

2点目は「(2) 市教委の調査方法について」です。生徒からのヒアリングは、市教委の職員が短時間で実施し、矢継ぎ早に質問し、回答がなければ次に進むというものであり、生徒の発言で気になる内容があっても見過ごし、確認しませんでした。調査は表面的・形式的に実施されただけで、調査の実質を備えていたとは言えないとの指摘を受けております。また、重大事態として調査組織を設置する義務を怠っただけでなく、極めて不十分な調査を実施して、本事案の結論を導こうとしたものであり、その姿勢は容認されないとの指摘を受けました。

3点目は「(3) スクールカウンセラーのカウンセリング情報の取扱いについて」です。スクールカウンセラーの対応は、カウンセリングに対する生徒・保護者の信頼を損なうもので相当ではないこと。また、守秘義務に対する配慮がないまま安易に情報提供を求めた市教委の姿勢・対応も問題であることが指摘されました。

4点目、8ページをお開きください。「(4) 平成28年3月16日の市教委臨時会における違法な議決」についてです。本事案では、自殺の結果が生じており、両親がその原因について、いじめであると訴えていることから「重大事態」に該当することは明らかであり、これに反する議決を行うことは違法でした。また、そのような議決を導くため、市教委臨時会において、教育委員の質問に対して、市教委の職員が自己に

都合の悪い情報を提供せず、教育委員をミスリードするような姿勢が認められ、不当極まりないと、非常に厳しい評価が示されました。

最後に5点目です。「(5)解散された市教委の調査委員会の記録を全て廃棄したことについて」です。市教育委員会が設置した調査委員会は、両親からの法第28条に基づく調査委員会には当たらないとの申し出を受け、平成29年6月12日付けで解散し、調査の記録を全て廃棄しました。このような文書廃棄は、断じてあってはならないと指摘されたところでございます。

以上が、県調査委員会の本事案に係る調査結果並びに評価結果につきまして御指摘いただきました内容になります。

市教育委員会は、本年3月21日に本調査報告書を受領し、当日直ちに臨時の校長会を招集いたしました。各学校長に対して本調査報告書を配布するとともに、伊藤教育長からは、二度とこのような悲しい事案が起きないように、学校教育並びに教育行政の根本に立ち返り、学校とともに諸問題の本質を丁寧に見つめ直す決意をいたしました。

以上が県調査委員会の調査結果、評価結果の内容になります。今回、大変重大な事態でございましたので、説明を若干長くさせていただきましたが、以上でございます。

#### ○教育長

以上が県による調査報告の結果、調査報告書について御説明をいたしました。その後のこれまで取り組んできた経緯がございますので、その点については、浅野指導課長から御説明をいたします。

#### ○指導課長

それでは、調査報告書が発出された以降の取り組みという形で、資料に一覧で出させていただきますので、こちらに沿ってかかわりのあるところを御説明させていただきますと思います。

まず、再発防止策の策定に向けて、第1回いじめ問題専門委員会が4月8日に行われました。この4月8日の第1回取手市いじめ問題専門委員会では、県の調査委員会の委員長、副委員長をこちらをお招きして、市の専門委員と県の調査委員との間で意見交換を行っております。その後、いじめ問題専門委員会では、第2回から第6回までの専門委員会において、この調査報告書をもとに再発防止策の策定に向けて協議を行ってまいりました。

そして、10月6日になります。第7回の専門委員会において再発防止策の素案が示されました。さらに、この再発防止策の素案につきましては、多くの方から意見を求めたいという専門委員会の意向がございまして、10月15日から11月15日までの1カ月間にわたってパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントにつきましては、件数としましては23名の方より御意見をいただいているところがございます。こちらの御意見につきましては、いじめ問題専門委員会へ報告し、いじめ問題専門委員会で今後の再発防止策の最終提言、こちらに向けて現在審議をいただいているところとなっております。

また、その間になりますが、学校や地域、そして関係機関で構成されている、いじめ問題対策連絡協議会というのがございます。こちらが4月25日に第1回、そして7月4日に第2回、11月8日に第3回という形で3回実施してまいりました。第1回では、この県の調査報告書を使って、問題点や課題などの理解を連絡協議会の委員の方が深めるというような形で行いました。第2回においては、県の調査報告書に基づ

き、連絡協議会としてできる再発防止策は何かということを検討し、専門委員会にも報告いたしました。そして、第3回では、提出された再発防止策をもとに、実行に向けて連絡協議会としてどのようなことが後押ししていけるのかという形で話し合いを持ったところでございます。

その間、資料の中にもございますが、6月22日には本事案に係る保護者、生徒への説明会、こちらでも実施いたしました。資料については、前の定例教育委員会でも既に示させていただいているものでございます。

また、8月には、今回、教育委員になられました石隈委員にもおいでいただき、いじめ防止にかかる教員一斉研修会で講演をいただきました。その際にはありがとうございました。また、再発防止策素案ではございますが、こちらをいじめ問題専門委員会からお示しいただいて以降、この再発防止策の素案の最終的には確定したのようになりますが、実施に向けて再発防止策検討会議、こちらで内容を検討するとともに先進地の視察もしたりして、再発防止に向けた取り組みということで現在進めているところでございます。簡単ではございますが、経緯について説明を終わりにいたします。

### ○教育長

少し説明時間が長くなりましたけれども、調査報告書の中身について、あとは調査報告書を受けて当市で取り組んできた状況について説明をさせていただきました。時間は長かったんですけど、ちょっと流した部分もありましたので、確認や御質問、御意見ございましたらお願いをいたします。

再発防止の今までの経過は、再発防止策と関連がありますので、再発防止策を少しお話ししていただいて、そこで今までの経緯を参照していただくという形がよろしいかと思っておりますので、そちらについて教育部長からお願いをいたします。

### ○教育部長

それでは、皆様のお手元に「取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言」というものと、その提言の下に括弧書きで「検討の経緯について」というこの2冊の冊子がございますでしょうか。今回の提言につきましては、この2つの資料から構成されております。2部構成となっております。皆様には事前にもう配布していると思っております。

それでは、初めに、この検討の経緯という資料の説明をさせていただきます。こちらの5ページの中段をお開きください。今回、このいじめ問題専門委員会の皆様から、検討の経緯ということで、まず5ページの中段をご覧いただきまして、2-1として、本県における課題の検討のフレームに、今回の再発防止策の策定におけます検討の過程が示されております。

先ほど私が御説明しました県の調査報告書では、詳細な調査結果が示されました。この調査結果から、まず、①として事実です。本件事案における事実の確認になります。次に、②として理想です。①の事実と対比される理想状態を明確化しています。次に、③の原因です。①の事実と②の理想、その差が生じた原因が分析されております。そして最後に、④として再発防止策です。③の分析に基づいた再発防止策の策定が示されております。このような検討の経緯をあわせてお示しいただくことによりまして、再発防止策について分析的に議論することができるようになること。また、再発防止策の提言の内容だけではどうしても抽象的になってしまうところ、具体的にどうすればいいのかということを理解することができるようにという趣旨で、この経緯をお示しいただきました。

次に、6ページからは、具体的な再発防止策と、その検討の過程が示されております。このような検討の過程を踏まえまして、再発防止策の提言の素案が示され、まとまったというような状況でございます。

次に、お手元のもう1冊の冊子をご覧ください。再発防止策の提言、今度はこちらに沿って御説明したいと思っております。2ページから6ページまでは、検討の経緯となっております。

それでは、8ページをお開きください。こちら、専門委員会から基本的な考え方といたしまして、3-1、本件事案の教訓を生かした再発防止策であることです。県の調査委員会が非常に克明に問題を示していただいておりますので、それら1つ1つにきちんと対応した再発防止策を定めていただきました。

2点目の方針は、3-2といたしまして、実行可能で具体的な再発防止策です。理念や抽象論ではなく、意味のあるものにするため、実行可能性を大事にされたということです。

3点目の方針は、3-3、課題を組織的な背景から把握することです。再発防止策としては、個人の問題というよりは、組織の問題ということを強調して御検討いただいております。以上が基本的な考え方になります。

次に、10ページをお開きください。10ページ、4-1、再発防止策の内容の下に、学校に対する再発防止策の提言、ここから10ページから14ページまでが学校に対する再発防止策です。本事案は、中学校で起きた事案であるため、中学校をベースに再発防止策を策定いただいております。

まず、10ページの①といたしまして、複数の教員で生徒を見ることができるシステムということで、全員担任制、複数担任制の導入。

そして、10ページの②です。生徒の抱える課題や悩みを捉えて対応する教育相談部会システムの構築ということで、この①②は、先ほど教育長からもございましたとおり、今回のこの再発防止策の大きな柱となっております。我々、教育委員会と、それから学校の先生たち、実施するのは現場の先生たちでございますので、先生たちともう既に協議を重ね、これが4月から実行できるようにということで、既に検討しているという状況でございます。そのほか、それぞれ少し流させていただきますが、14ページの⑩までが学校に対する再発防止策ということになっております。

続きまして、14ページの中段から、市教委に対する再発防止策の提言となります。市教育委員会に対しましては、市教委職員に対する研修の実施から、16ページ、⑤として、資料保管の定めを第三者委員会の設置要綱に盛り込むことまで5つの施策をお示しいただいております。この中で、15ページの教育委員会の体制の改善ということで、教育委員会の中で外部人材の積極的な登用というものもお示しいただいております。こういうこともございまして、今回新たに教育委員に石隈先生をお招きしまして、教育委員会を外部の目から、いろいろとこれから提案をいただければというふうに思っております。

次に、教育委員に対する再発防止策ということで、16ページをご覧ください。16ページには、教育委員に対する再発防止策、それからその下に県教委に対する再発防止策ということで、県教委にも再発防止策の提言をいただいているところでございます。

簡単にざっと流してしまいましたけれども、以上が再発防止策の提言の概要の説明とさせていただきます。以上でございます。

## ○教育長

以上、これまでの経緯について御説明をいたしました。

以上の説明につきまして質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

## ○石隈委員

御丁寧な御説明ありがとうございました。いろいろもっともっと確認したり、知りたいことがあるんですけど、今回の御報告は以前、報告書を読ませていただいて、改めて今回のいじめに関して、本当に取手市の関係者が悲痛な思いをもって対策しているという方向に、新教育委員として共感を覚えますし、一緒に検討したいと思います。

そこで今回、システム等、新しいことをあわせて考えると、だれかの教育上の特別な失敗だけでなく、やはり学校全体の問題であった、教育システムの問題であったという捉えは極めて重要で、その上に複数担任制ということを考えていらっしゃるの、要するにいじめの問題を頭に置きながら、やはり学校教育全体の底上げということがなければ、いじめの問題は解決できないと思うんですね。今回の御報告の中でも、教員に対して反発する生徒への指導に大きな課題を抱えていてというのが5ページにありましたけど、これは極めて重要な情報だと私は思いまして、学校全体が不安定で、必ずしも思いどおりにいってない場合と、全体的にうまくいっている場合と、その一人一人の教員が生徒に対する、あるいはこういうSOSを出している生徒さんに対するエネルギーの量が全然違ってしまうので、今回の背景の中には、そういうのがあったという御指摘は重要で、だから再発防止の中に複数担任制と教育相談システムを出されたというのは、極めて賢明だと思います。極めて重いと思います。全体のことと考えると、やはり教員の意識も薄れてしまいますので、教育の底上げをやるというのが極めて重要だと改めて思いまして、同時に、例えばある中学校、小学校で、学校全体の運営や教育相談がうまくいっていないと思われる学校には余計注力しなければいけないし、先生方もプラスアルファの面を出していかないと、どこでも起こり得ることですけど、起こりやすい状況というのはあると思うので、それは真摯に考えたいなというのが総論です。

もう1つ、各論で確認したいことが1件ありまして、スクールカウンセラーのところで御報告があって、きょうの概要の報告の7ページ、スクールカウンセラーのカウンセリング情報の取り扱いというところで、スクールカウンセラーが生徒に対し、自身に守秘義務があることを伝えて話を聞いたかのところです。これは、スクールカウンセラーの生徒の相談の一般的な話をすると、今回の事案でだれかに聞いたのか、その辺のことをちょっと——スクールカウンセラーが調査に当たったのか、あるいはスクールカウンセラーの日ごろの相談業務で得た学校での情報を調査の一環として求められたのかというのが、この文面ではわかりにくかったので、御質問です。

## ○教育長

スクールカウンセラーの件について、浅野課長。

## ○指導課長

スクールカウンセラーの件につきましては、いじめの調査の内容について問われたという……

## ○石隈委員

調査にかかわったのか、あるいは一般的な日頃の相談活動について、調査資料として御質問されたのか、ちょっとこの文面にはわかりかねます。

## ○指導課長

このスクールカウンセラーに関しましては、今回の事案が発生した後、県からスクールカウンセラーの緊急派遣という形で、緊急派遣で入っているスクールカウンセラーでございます。この緊急派遣で入ってくるスクールカウンセラーなんですが、通常の県から定期的に来るスクールカウンセラーさんをそのまま日数をふやして、緊急派遣という形で対応をしたという形になっております。

内容としましては、緊急事態が起きたときに、学校へ、こんなふうに子どもに安心を与えましょうというコンサルテーション。それから、気になる子どもへのカウンセリングという形で、緊急事態に関する子どもの心のケアという形でのカウンセリングを行っております。

#### ○石隈委員

わかりました。それで、自身に守秘義務があることを伝えて話を聞いたが、面接時に生徒の話した内容について、生徒の同意を得ることなく、教員や市教委の職員との間で情報を共有したというのは、これは具体的にどういうことを指しているんですか。その緊急のカウンセラーが行って、つまり緊急時というのは本当に多くの子どもたちが不安定になるので、スクールカウンセラーが派遣されることが多いと思うんですけど、そういう子どもたちの話を聞きますね。スクールカウンセラーが行ったときに、何でも話してくださいと言うんですけど、話したことを全て内緒にしますよというのは言わないんです。何でも話してください、でも大事なことは私だけでは解決できませんので、ほかの先生方と話すときがありますので、相談して話しますよというふうに話をします。したがって、そういう場合に、特に緊急ですから、子どもたちの不安定な状況を教員が共有する必要があります。

今のお答えだと、緊急派遣のスクールカウンセラー、実際にはそこにいらっしゃるスクールカウンセラーの日数をふやすということで、生徒の心的なケアに当たったということは理解できました。教員や市教委との情報の共有で、今回特に問題とされているのは、どういうところかなというのを教えていただければ。

#### ○指導課長

スクールカウンセラーで聞き取った内容と、今、石隈委員がおっしゃられたとおり緊急性があるもの、その他生命等で急ぎ対応しなければならないものに関しましては、集団守秘義務の範囲という形で、ある程度情報共有がなされることかなというふうに思います。ただ、今回の場合については、個別具体的内容ではない部分に関しましても共有がされていたということかなというふうに私は推測しているところなんですけど、申しわけございません。こちらの詳しいところまでは、私も理解できないところでございます。

#### ○石隈委員

なるほど。だから、スクールカウンセラーが得た情報を調査の情報の一環として活用しようとしたところに、課題があったのではないかという御指摘ですね。わかりました。そういう御指摘があって、気をつけなきゃいけないというのはごもっともだと思います。

それから、スクールカウンセラーを調査委員として使ったということではないということですね。

#### ○指導課長

違います。

#### ○石隈委員

これはもとより専門性が違いますので、スクールカウンセラーは相手の気持ちに寄り添いながら、相手の気持ちをより抑えていく、いわば相手に変化を与えるような聞き方をするので。釈迦に説法ですけど、調査は変化を与えなくて、何が起こったかを冷静にきちんと聞くということで役割が違うので、スクールカウンセラーは、そういう調査の聞き取り役としては不向きなことがありますものですから、そうではないということは今確認して、この意味がわかりました。

#### ○教育長

スクールカウンセラーの件については、概要では触れられていないんですけども、調査報告書の80ページには、具体的話は書いてないんですけども、もう少し詳細にその状況説明というのはなされているところではございます。生徒が話した内容について、生徒の同意を得ることなく、担任とか学年主任、指導主事との間で情報共有していたという記載があるわけで、具体的な中身はあれですけども。

#### ○石隈委員

そうすると、スクールカウンセラーが広い意味での調査の機能を担っていると、調査委員会が少し活用したということで、その課題についてですね。

#### ○教育長

そうですね。特に、それまで派遣されていたスクールカウンセラーだったということが背景にあって、そこが微妙に影響しているんですけども、日記が出てきたときに生徒の心情のことが記述されているので、なかなか心理の専門家に見ていただきたいということで、この報告書には出てないですけども、市教委としてはスクールカウンセラーにその分析をお願いしたいという意向を持っていたのもあるんです。だから、スクールカウンセラーの本来的な業務を超えたものを期待した動きというものが、教育委員会の側にはあったのは事実でございます。ですから、これは再発防止については、スクールカウンセラーとの関係がすごく大きいので、それについては石隈先生から御意見ちょうだいしながら、学校等の運営のあり方ですかね。

#### ○石隈委員

そうですね。

#### ○教育長

再発防止の観点でも、こういった重大事態のような場合に、スクールカウンセラーを派遣する場合、県に対しても提言がなされているので、今までのスクールカウンセラーときちんと分けた形でスクールカウンセラーを派遣することが提言されていますので、それをきっちり分けをするということは再発防止についても要点になってきているところでございます。

#### ○石隈委員

ありがとうございます。

#### ○教育長

そのほかございますか。いろいろ今までの経緯について、改めて再発防止を考える上で確認していただくことになるとお思いますので、今までの件については、一回ここで切らせていただければと思いますが、よろしいですかね。

〔「なし」の声あり〕

#### ○教育長

この後の報告について、御協議願います。

報告事項の2点目につきましては、現在検討中の内容でありまして、公表されてい

ない内容でございます。また、3点目につきましては、いじめ事案に係る個人が特定できる情報を含む内容となります。そのため、議事を非公開として報告したいと考えます。

お諮りいたします。報告29のこの後の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○教育長

御異議ございませんので、報告29のこの後の議事については非公開といたします。この後の会議は、非公開として実施をいたします。

〔会議室閉鎖〕

#### ○教育長

報告事項2点目についての説明を浅野指導課長、お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。

これにて、報告事項3点目の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告29の議事を終わります。

非公開とした件の議事が終了いたしましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

#### ○教育長

次にその他に入ります。

事務局から報告をお願いいたします。

#### ○教育次長兼教育総務課長

それでは、私から、その他ということで御報告がございます。前回の第11回定例会の際に、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う部分で補足説明等、それから櫻井委員から御質疑をいただいておりますので、そちらを御説明させていただきたいと思っております。

今回、資料を6点ほど添付させていただいております。まず、資料1なんですけど、こちらは平成29年6月28日付けにて、総務省より各都道府県知事宛てに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用についての通知文ということになります。こちらの2ページにありますとおり、法改正の趣旨としましては、地方公務員法の臨時・非常勤職員が年々増加している中、地方行政の重大な担い手になっている現状を踏まえ、臨時及び非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することが求められているところが今回の大きな改正の1つの趣旨という形になっております。

非常勤職員につきましては、一般職、それから特別職、あとは臨時職員とか、さまざまな任用形態があるわけなんですけれども、今回、法改正の1つ目としては、一般職非常勤、いわゆる臨時職員とか、さまざまな任用形態がある非常勤職員に対して会計年度任用職員制度というものを創設して、任用とか服務規律等の整備を図るとともに、ある一定時間以上の勤務をさせる職員については、期末手当というものの支給を可能にするというような内容になってございます。

2点目につきましては、これも特別職非常勤職員と、それから臨時的任用職員、会計年度任用職員と呼ばれる方々との区別、そちらが今かなり曖昧になっている。これ

は全国的に自治体間の中で曖昧になっているというところで、改めて非常勤特別職と呼ばれる職員の厳格化を図るもの、こちらの2点が大きな部分です。

まず、特別職ではない、いわゆる今現在、一般職の非常勤職員、臨時職員と呼ばれている方々の任用形態につきましては、お手元の資料3でございますとおり、今般12月の議会で取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、こちらが議会で議決されております。こちらにつきましては、その運用形態、パートタイム、フルタイムという形で2つの分類に分かれていまして、この法改正につきましては令和2年4月に改正となるんですが、12月の今議会で上程した理由としましては、まず現在、臨時職員とか非常勤職員という形で任用されている職員に対して、来年度以降、会計年度任用職員になりますという周知期間を設けるとともに、新たに令和2年4月から採用される職員の募集に対して、そういった任用職員であるということを公募するときに周知するために、12月にこの条例を可決成立しているところでございます。

もう1つ、非常勤特別職の区割りなんですけども、お手元の資料5、こちらをご覧くださいと、特別職非常勤職員と、それから会計年度任用職員、こちらの整理された分類表がございます。こちらを見ていただくとともに、資料4でございます整理表というものがお手元にあるかと思えます。こちらに、今現在、取手市教育委員会の中で非常勤特別職と呼ばれている方々が、来年4月以降どのような形態に変わるのかということにつきまして、こちらに照らし合わせたときに太字のゴシックで書かれている部分なんですけども、教育相談員、それから特別支援教育相談員、それからスクールカウンセラー、準スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、社会教育指導員、特別青少年相談員、青少年相談員、公民館長というところがあるんですけれども、こちらが先ほどの資料5の分類と、それから法的な規定に基づきますと会計年度任用職員、若しくは有償ボランティアという形で今度は任用替えという形になります。

会計年度任用職員と有償ボランティアの違いは何かということなんですけども、会計年度任用職員につきましては、就業規則で勤務時間が固定化されている。例えば週3日、何時から何時までの就業ですよと規定されているもので、有償ボランティアにつきましては、その規定が定められていない。一般的に名誉職と呼ばれたりするものであって、勤務時間等の制限が特別されていない。こういう方々につきましては、有償ボランティアという形になります。ですので、よく夏の街頭活動とかでやられている青少年相談員とか、あと公民館長につきましては、就業時間に特に決まりがないということの中で有償ボランティアという形になってございます。こちらは、前回の定例会のときに櫻井委員から求められた一覧表の資料となるかと思えます。

それと、櫻井委員から御質疑がありました、現在2年若しくは3年の任期で非常勤の勤務をされた方がいるのかということなんですけれども、こちらは取手市一般職の非常勤職員及び臨時職員の任用等に関する要綱第4条で、非常勤職員の任用期間は、任用開始日の属する年度内において定めるところがございまして、年度をまたいで2年、3年の任期で勤めていただいている非常勤職員は今おりません。

以上、求められた資料の提出と、御説明と、御質疑に対する御回答とさせていただきます。よろしくお願いたします。

#### ○櫻井委員

ありがとうございました。

#### ○教育長

それでは、会計年度任用職員等の説明は以上でございます。

あと、事務局で御用意しました議会関係と行事予定については、添付資料のとおりでございますので、御確認していただければと思います。

以上をもちまして、今定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

令和元年第12回取手市教育委員会定例会を閉会といたします。

午後0時34分閉会